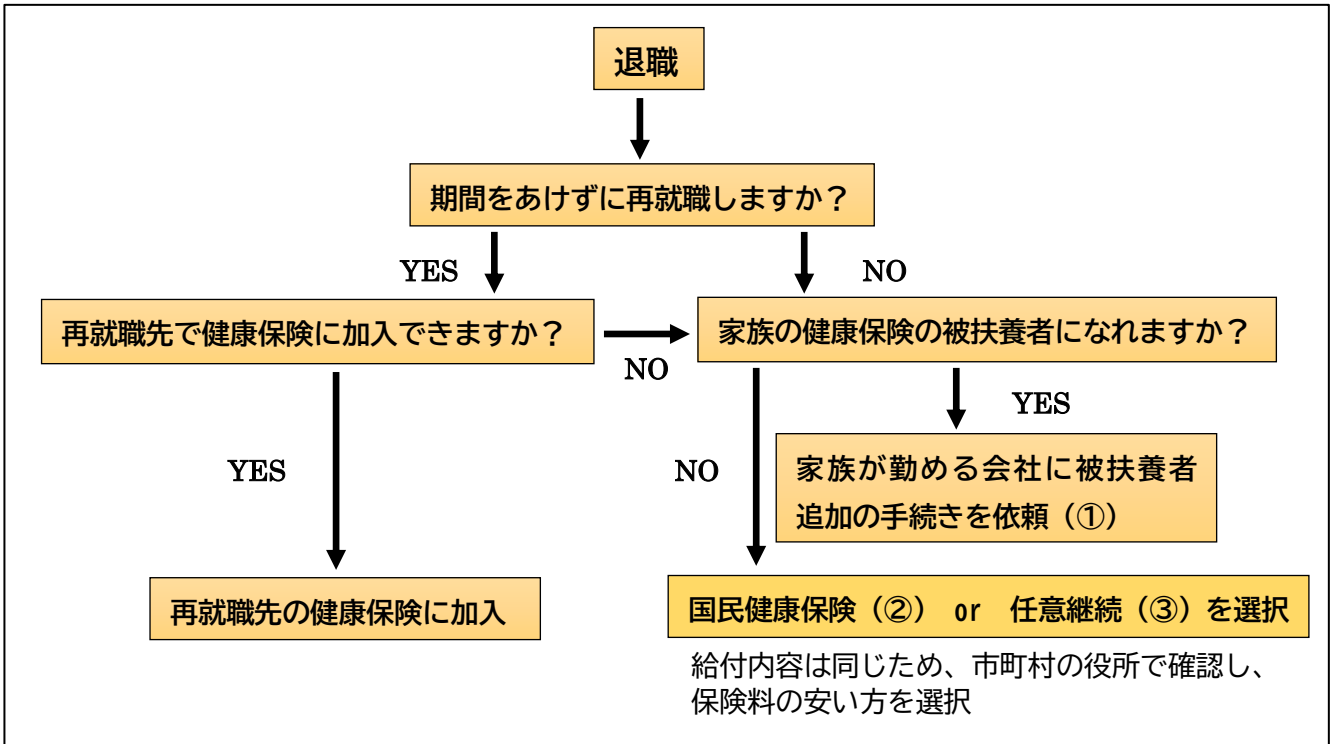


# 退職後の健康保険の選択肢

## 《健康保険の選択肢》



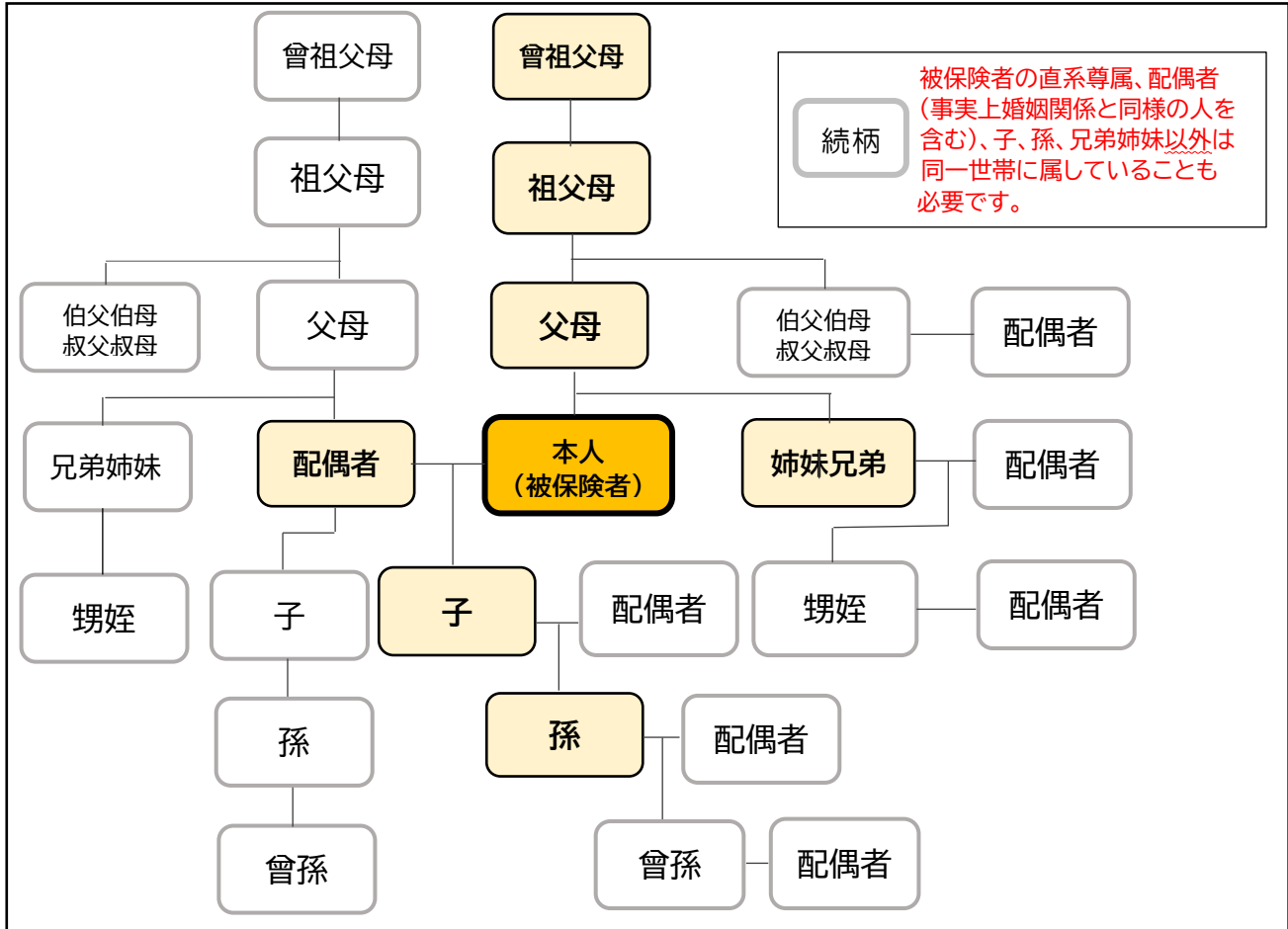
## 《加入要件等》

	① 健康保険の被扶養者になる	② 国民健康保険に加入	③ 任意継続に加入
加入条件	・三親等以内、生計維持関係、(同一世帯) ※詳しくは次ページの要件を参照	・他の健康保険に加入していないこと	・2ヶ月以上社会保険に加入していること ・退職後20日以内に申請
加入期間	条件を満たす限り	条件を満たす限り	2年間
脱退条件	他の健康保険への加入や収入が増加した場合等	他の健康保険に加入した場合	・加入後2年が経過した場合 ・1日でも保険料を滞納した場合 ・就職して社会保険に加入した場合
手続き場所	家族(扶養者)が勤める会社に依頼	各市区町村役場	協会けんぽ各都道府県支部
必要書類等	健康保険被扶養者(異動)届、収入を証明する資料、マイナンバー	社会保険の資格喪失証明書、本人確認のできるもの、マイナンバー	任意継続被保険者資格取得申出書、扶養する家族がいる場合は、その家族の収入証明資料とマイナンバー
保険料	かからない	市区町村により異なる 詳しい保険料は役所へお問い合わせください	在職時の保険料(自己負担分)の2倍 ただし、標準報酬月額が30万円を超える場合は30万円の標準報酬月額の保険料が上限(2019年度)

## 《協会けんぽの被扶養者になる要件》

ご家族の方が協会けんぽの被保険者となっている場合に、その被扶養者となるには、「①三親等以内(場合によっては同居要件有)」かつ、「②生計維持関係にある」ことが必要です。

### 《要件①:被扶養者の範囲》



### 《要件②:生計維持関係の認定基準》

	同一世帯に属している場合	同一世帯に属していない場合
60歳未満	① 年間収入 <u>130万円未満</u> かつ ② 被保険者の年収の <u>1/2 未満</u>	① 年間収入 <u>130万円未満</u> かつ ② 被保険者からの援助額よりも少ない
60歳以上 又は障害者	① 年間収入 <u>180万円未満</u> かつ ② 被保険者の年収の <u>1/2 未満</u>	② 年間収入 <u>180万円未満</u> かつ ③ 被保険者からの援助額よりも少ない

※収入には雇用保険の失業給付等も含まれますので、退職後、基本手当(失業保険)等を受給することで年収が130万円または180万円以上になることが見込まれる場合は被扶養者になれません。また、後期高齢者(75歳以上の方等)も被扶養者になれません。